

令和4年

第11回 農業委員会総会（月例会）議案

令和4年10月7日

前橋市農業委員会

令和4年 第11回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年10月7日午後2時04分
- ・閉会日時 令和4年10月7日午後3時03分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 福田 邦夫	主任 寺田 恵美
専門員 齋藤 孝朗	嘱託員 古市 直子		

・付議事件

- (1) 議案第63号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- (2) 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第65号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第68号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定および削除について（空家に付随する農地）
- (7) 議案第69号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について

藤井局長 それでは、本日は全員の方の出席です。お揃いになりましたので、これより令和4年第11回農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

深町会長 ◇(挨拶)

藤井局長 本日の出席者の方については、全員の出席というかたちであります。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、過半数に達しておりますので、本会議は成立しますことをご報告申し上げます。

なお、本総会は一般公開となります。傍聴者がいる場合は、随時、受けさせていただきたいと思ひますので、ご了承ください。

ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくお願ひいたします。

議 長 《深町会長、議長に就任》

それでは、令和4年第11回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。22番 須田 一男委員、23番 石村 利夫委員にお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入ります。議案第63号 農地法の規定による許可の取消し第3条許可について、整理番号1番の審議をお願ひいたします。事務局の説明をお願ひします。

寺田主任 ◇(議案書・順次、整理番号、取消理由、契約内容、備考等を朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願ひいたします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)

ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)

全員賛成でありますので、議案第63号 農地法の規定による許可の取消し第3条許可については、整理番号1番を承認することに決定いたします。

次に、議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番の審議に入ります。事務局の説明をお願ひします。

寺田主任 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番を除く整理番号2番から6番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。また、整理番号1番の申請については、全部効率要件が整わないため、保留の審議をお願ひいたします。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願ひいたします。

議 長 ◇(意見、質問等なし)

ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号7番は5条申請との関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号1番を保留とし、2番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙 手)

全員賛成でありますので、議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号7番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番を保留とし、2番から6番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第65号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第5条許可について、整理番号1番から5番の審議をお願ひいたします。事務局の説明をお願ひします。

佐藤副主幹 ◇(議案書・順次、整理番号、内容等を朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）
ないようですので、採決をしたいと思います。
整理番号1番から5番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）
全員賛成でありますので、議案第65号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第5条 許可については、整理番号1番から5番を承認とすることに決定いたします。
次に、議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から6番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。

望月副主幹 ◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）
整理番号5番については、大規模な盛土を計画していましたが、施工業者等が見つからない状況が続いており、今月も保留とし、来月、ご審議のほど、よろしくをお願いします。以上、整理番号1番から4番、6番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 なお、整理番号2番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。

5番委員
（3班班長） 報告します。整理番号4条の2番。現地・面接調査案内図1ページから7ページをご覧ください。申請地は上毛電気鉄道江木駅から南約700mに位置し、南側と東側は畑、北側は宅地、西側は市道に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請人と代理人の行政書士が来られました。申請法人は複数の福祉施設を持ち、職員数230人、利用者数300名ほどいるそうです。申請地北側に多機能型児童発達支援センターがあり、その施設の利用者、職員の駐車場として利用したいとのこと。また、行事のときには大勢の方が駐車できるようにしたいとのこと。80台くらいを予定しているそうです。土地の造成は雨水処理の貯蔵槽を造る予定で、その掘削土を使い、均し、全面舗装にするとのこと。外灯は太陽光で少なめに付け、農地に影響のないようにし、南側は一段下に農地があるので、木の柵程度のものを設置する予定とのこと。調査班としては、駐車場の必要性が確認でき、被害防除対策も取られていることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長 質問等、ございませんか。
一つだけ確認させてもらっても良いですか。経費の関係ですが、駐車場の拡張、造成ということですが、4,500万円もかかるものですか。事務局、お願いします。

望月副主幹 今回ですが、北側の福祉施設の雨水や汚水などの大規模な排水処理施設を、新規に駐車場用地の地下部分に設けるため、4,000万円以上かかると聞いております。

議 長 分かりました。ありがとうございます。
他になければ、採決したいと思います。よろしいですか。それでは採決をしたいと思います。
整理番号5番を保留とし、1番から4番、6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）
全員賛成でありますので、議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号5番を保留とし、1番から4番、6番を許可とすることに決定いたします。
次に、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から50番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明）
以上、整理番号2番から4番、6番から38番、40番から49番の申請については、

農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。また、整理番号1番、5番、39番は開発協議が整っていないことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

なお、整理番号11番から19番、31番、36番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

5番委員
(3班班長)

報告します。整理番号5条の11番から18番。現地・面接調査案内図8ページから30ページをご覧ください。申請地は嶺公園管理事務所から南西約650mに位置し、北側は雑種地、南側、西側と東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には会社の代表と代理人の行政書士が来られました。会社の主な事業は建築、土木で従業員数25人、年間売上4億円とのことです。すでに、申請地の北側は農地転用許可済みで工事を進めており、今回の申請地と一体化して使用する予定とのことです。建設現場で発生する土、工事現場に置く仮設のプレハブ、建設資材等を置く予定とのことです。埋土の必要な地形になっていますが、埋土は前橋市の公共工事の残土が中心とのことです。1年から1年半をかけて埋土をする予定です。樹木は伐採し、専門業者で処分してもらうとのことです。市の土砂条例に該当するため、担当課と調整を進めており、適正な事業実施をする計画です。調査班としては、資材置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続いて、整理番号5条の19番。現地・面接調査案内図31ページから37ページをご覧ください。申請地は前橋市立元総社北小学校から北北西約400mにあり、東側は畑、西側と南側は道路、北側は宅地と畑に囲まれた農用地区域内の農地です。面接には申請法人の代表者と代理人の行政書士が来られました。会社の事業内容は、親鶏、ヒナ、卵を生産し、従業員数はグループ会社を含め380名、飼養頭数420万羽、年商は170億円です。出荷先はJA全農等となります。現在、安全安心な鶏卵を食卓に届けるべく、検査・解剖施設を設けて、品質管理をしています。一日に抗体検査を4,300検体、細菌検査を4,600検体行っており、これからは、さらに検体数を増やし、リアルタイムPCRや、農薬の検査機器の導入も考えているとのことです。外注で検査していたものも、自社でできるようにしたいということです。周囲のフェンスですが、ブロック1段から2段の上に高さ1.5mくらいのフェンスを設置し、照明は周辺の農地に被害が出ないように対応するとのことです。検査後に出た薬品ビン等は一時、貯留施設に保管し、廃棄物運搬業者を通じて処分するとのことです。調査班としては、必要性の確認ができ、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の31番。現地・面接調査案内図38ページから44ページをご覧ください。申請地は前橋市立時沢小学校から東北東1,000mに位置しており、北側は道路と雑種地、西側と東側は道路と水路、南側は田と畑に囲まれた都市計画法の用途地域に指定された第3種農地です。面接には申請法人の会長と代理人の行政書士が来られました。申請者は昭和50年頃からパイプハウスを使用したビニール豚舎を建てて養豚業を営んでおり、現在、母豚230頭を飼育しています。息子が法人化し、頑張っており、引き続き使用したいため、是正のための申請をしたいということです。当時は、農地転用なしで良かったようです。ハウス間に置かれているマニースプレッタなどの農具や、ダンプも一緒にまとめて駐車する予定とのことです。糞尿の搬出については、オガクズを使い、堆肥をリサイクルしているので、敷地内に流れ出すようなことはないとのことです。1棟に入れる豚数を減らし、病気の発生も防ぎたいとのことです。調査班としては、被害防除対策が取られ、必要性の確認ができたので、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の36番。現地・面接調査案内図45ページから51ページをご覧ください。申請地は前橋東消防署から南東約300mに位置し、東側は宅地、北側は市道と宅地、西側は市道、南側は溜池に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請人と代理人の行政書士が来られました。申請人は工場や施設の塗床工事、修理等を主な業務とし、従業員数28人、車両数は群馬で15台、所沢で5台を持つ会社です。本社では従業員の車の置場に苦勞しているとのことです。申請地には屋根だけの簡単な物置を造り、建設ガラス鋼材などの資材置場とし、出番の少ないトラック、ハイエースなどの車両置場とし

でも利用したいとのことです。土地の造成は、南側の溜池側に3mから5mくらいの擁壁を設け、その土地の中で、切土、盛土をし、1/3程度は新しい土を入れ、平らにする予定とのことです。市の土砂条例には、1,000㎡以下なので、当たらないということです。雨水は浸透枿、外灯は太陽光の照明、フェンスは1mから1.5m、素材は鉄板も考えているとのことです。調査班としては、資材、車両の保管場所としての必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

事務局、どうぞ。

深澤係長

すみません。今、調査班長に報告していただきましたが、現地・面接調査案内図の議案番号が1つずつずれてしまいました。申し訳ございませんでした。表紙に「5条の32」とありますが、「5条の31」が正しいです。次の「5条の37」は、「5条の36」が正しいです。大変、失礼いたしました。

◇（意見、質問等なし）

議 長

他に何かございませんか。なければ採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

整理番号50番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこといたします。整理番号1番、5番、39番を保留とし、2番から4番、6番から38番、40番から49番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号50番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番、5番、39番を保留とし、2番から4番、6番から38番、40番から49番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについては、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号7番、農地法第5条の整理番号50番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号7番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。

佐藤副主幹

◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明）

以上、整理番号50番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ないようですので、採決をしたいと思えます

農地法第3条の整理番号7番、農地法第5条の整理番号50番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号7番、農地法第5条の整理番号50番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第68号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定および解除（空家に付随する農地）について審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任
議 長
5 番委員
(3 班班長)

◇ (議案書の朗読、説明)

なお、設定について、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

登録空き家に付随する農地について、申請のありました 1 件について報告いたします。今回申請の農地につきましては、空き家バンクに登録された空き家の北西側に隣接しており、住宅と併せて利用するには利便性は高いと考えられます。申請地は、3, 362㎡の畑で、現在は遊休農地で休耕となっていますが、耕耘することで、農地として利用することは可能と考えられる状況です。ただし、所有者が管理できないとすると、今後、荒れてしまうことが予想されます。このことから、調査班としては、農業に関心のある移住者を呼び込み、また、遊休農地の解消が期待され、下限面積を 1 a に設定することは適当であると判断し、報告いたします。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

1 6 番委員

空き家バンクに登録する住宅に付随する農地の面積については、特段、何㎡以内などという決まりはなかったのでしょうか。今回、およそ 3, 000㎡となると、農業をするのに、前橋市は 4, 000㎡耕作すると、農家として認められますが、この面積にかなり近いので、面積はいくら大きくても良いのかという考えが出てきたのですけれども、お願いします。

議 長

事務局、お願いします。

深澤係長

下限面積については、4, 000㎡に満たないもので、1 a 以上の間のものが空き家に付随する農地としての設定となります。もし、4, 000㎡を超える場合であれば、この制度を使う必要はありません。今回はおよそ 3, 000㎡を譲りたいということですので、確かに、面積は大きいのですが、下限面積を 1 a 以上に定める案件に合致する内容になります。

1 6 番委員

ということになると、農家をする気はないけれども、家庭菜園には少し面積が大きいし、機械も何もないので、買おうかとなると手に余る面積になるのではないかという心配があります。

深澤係長

お答えします。今回はあくまでも、空き家に付随する農地の登録です。これとは別に、今度は 3 条申請で、取得した人がどのように農業を行うのか、どのような機械を持っているかを審査することになります。その際には、当然、4, 000㎡に近い面積ですので、ある程度の機械を持っていないとできないでしょうし、そういうところの判断になるのかと思います。

1 6 番委員

分かりました。

議 長

よろしいですか。他にございますか。これは特殊なケースです。それでは、他にないようですので、採決をしたいと思います。

議案第 6 8 号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第 6 8 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定および解除(空き家に付随する農地)については、原案を決定いたします。

続いて、議案第 6 9 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

長谷川局長補佐

担当が説明に来ますが、少し遅れていますので、次の審議を先に進めていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、担当が来ましたら、この件については審議させていただきます。

次に、協議事項 1、農地法第 3 条の規定による下限面積(別段の面積)の設定について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任

◇ (議案書の朗読、説明)

議 長

事務局の説明が終わりましたが、皆さんからのご意見、ご質問ございますか。

1 7 番委員

よろしいですか。1 7 番です。下限面積を国の方から 10 a にすると言ったのは、何に対してでしたか。

4 番委員

10 a ではなく 0 です。

1 7 番委員

0 ですね。そうすると、市全域 40 a というのは。

4 番委員

法律が施行されるまでの間です。

17番委員
議長

施行されるまでの間ということですね。分かりました。
他にございますか。なければ採決をしたいと思います。

農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定については、引き続き、市内全域を40aとすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、協議事項1 農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定については、引き続き、市内全域を40aとすることに決定いたします。

それでは、戻りますけれども、議案第69号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

齋藤専門員
議長

◇（議案書の朗読、説明）

以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見・質問等なし）

議長

ないようですので、採決をしたいと思います。

議案第69号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第69号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、31ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

（1）法第4条の届出書の受理状況	3件
（2）法第5条の届出書の受理状況	8件
（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	4件
（4）現況証明交付状況	2件

報告事項（5）は、9月総会において許可した、法第4条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後3時03分）